

皆さんのご意見等と町の考え方を公表します。 パブリックコメント(町民意見等の募集)にご協力ありがとうございました。

「上三川町行政改革大綱(第4期:平成22年度～26年度)」素案、及び「上三川町次世代育成支援対策行動計画後期計画」素案については、平成22年1月12日から平成22年2月10日まで、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、様々なご意見等をいただきました。パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただきます。

●「上三川町行政改革大綱(第4期:平成22年度～26年度)」素案に対して 寄せられたご意見並びにそれに対する町の考え

番号	意見の概要	町の考え方
1	2 (3)②効果的・効率的な行政改革への取組み 聖域なく踏み込むこと、現場や担当者に見直しを任せない、現場に対して絶対的な指導力、強制力を持ち全てに精通し信念と熱意のある総括責任者が行革を担当する。	聖域を作ることなく総点検を行い、有効性・効率性・経済性を追求した行政システムの構築を目指します。また、一部の職員を主体とする行政改革の推進ではなく、全職員が問題意識を持ち各所管において、行政改革に取り組むことが重要と考えております。
2	2 (3)③職員の意識改革と能力開発 職員の資質向上なくして町の発展なし。 時間と費用を惜しまず人材育成に励むこと。	職員の研修は、資質の向上を図るため重要なことと認識しており、職場外研修として、芳賀広域行政事務組合、栃木県市町村職員研修協議会へ計画的に職員を参加させております。
3	3 1(1)③職員提案制度の推進 住民からも提案を募集する。	住民の方からの提案制度は、「町長と語る会」、「町長へのメール」がございます。加えて、来庁者からのご意見をいただくため「町政にあなたの声を(意見箱)」を庁舎町民ホールに設置しておりますので、これらを周知、活用してまいります。
4	3 1(1)④文書取扱規程に基づく文書管理の実施 文書管理は「廃棄」が目的になっていないか。本来は重要文書の保存が目的、写真や地図も町の発展を語る大切なものであるから、図書館で一括管理できないか。	重要と判断する文書は永年又は長期保存になっています。また、文書管理は重要文書の保存だけを目的とするものではなく、文書の適正な取扱い及び管理を行うものであり、保存期間が満了した文書については適切に廃棄を行っており、図書館での一括管理は考えておりません。
5	3 1(1)⑦巡回バス利用促進を図るための運行内容の改善 1日に数本の運行では「住民の足」には到底なり得ない。違約金を払ってもバスを廃止し、タクシー会社とテマンド方式に移行できないか。(石橋駅や自治医科大学へも許可する。)	巡回バスは、平成25年2月まで運行契約をしており、この契約期間内は、経費を増額することなく、利便性の向上を図ることを基本に見直しを加えながら現在の巡回バス方式を継続したいと考えております。
6	3 2(1)②窓口業務の時間延長等の検討 年度末や年度始め以外は、平日七時までの延長で十分、毎日の必要性もない、金曜日だけとか限定でよい。 窓口総合案内はアルバイトではなく補佐程度の経験や知識のある職員が順番制で担当した方がスムーズに行える。	昨年5月より、毎週木曜日に午後7時まで、町住民生活課の窓口を延長しています。総合窓口案内業務は、各担当課への案内を目的として行っており、各担当課への業務振り分けに主眼をおいています。そのため、定型的な業務として臨時職員で対応することが、費用対効果を考えて場合、効率的であると考えております。
7	3 2(1)③消費者相談窓口の設置検討 人口三万人程度では単独で窓口を設置するより広域での設置が望ましい。	広域的な設置や委託等も視野に入れ、効率的な対応ができるよう検討してまいります。
8	3 3(3)③出張旅費の日当の見直し 日当は全廃し交通費実費のみ支給すればよい。	近隣市町等に対する旅費は廃止しましたが、それ以外の地域についての日当は、行政改革の中で廃止を含めて見直しをしてまいります。
9	3 4(1)①ホームページを活用した情報提供の推進 ホームページを活用して情報提供と言っているが、町内でパソコンを使える人はどれだけいて、何人の人がホームページを情報源としているのか。我が町はやはりまだまだ紙ベースです。	行政の情報化等による住民サービスの向上をめざし、広報紙や町ホームページにより皆様への情報提供を行っております。広報紙等紙ベースのものを情報提供の基本にしてはおりますが、町ホームページで町内外へ迅速な情報発信を行い、サービスの向上に努めてまいります。

10	3 5(2)①職員の福利厚生施設の見直し 増設する駐車場はテニスコート一面だけにして残り一面は民間に貸し付けて収入を得た方がよいのではないか。	現在のテニスコートは、建設から30年たちコート舗装面の老朽化などのため使用できない状態であり、駐車場として有効活用することとしております。
11	3 6(1)②課税客体的確な把握とか適正な課税 「課税客体的確な把握とか適正な課税」と表記するのではなく具体的な方法を挙げ、いつまでに実施するのか明記しなければ実行性が疑われる。	固定資産税の課税客体的確な把握において土地、家屋の移動については各種の申請状況を確認したうえで現地調査及び巡回を行い、さらには航空写真による照合等を行い適正な課税に努めてまいります。

▼問い合わせ先=企画課 政策調整係 ☎(56)9118

●「上三川町次世代育成支援対策行動計画後期計画」素案に対して寄せられたご意見等及びそれに対する町の考え

番号	意見の概要	町の考え方
1	子育て講座を公民館や保健センターだけでなく、幼稚園や保育園と連携を図り、多くの保護者が参加しやすいよう幼稚園や保育園の参観日やクリスマス会、一日体験入学などの機会に、講座を組み入れてほしい。	家庭や地域の教育力の向上の中の、家庭教育学級事業により、対応するよう計画しております。
2	講師が一方向的に講話する子育て講座のほか、参加者と主催者が共に考え、また保護者同士の話し合いがもてるような、参加型の講座(ワークショップ形式)を導入してほしい。	講義形式の講座が大勢であることから、ご意見を踏まえ、講座の内容に応じて適切な形式を取り入れてまいります。

▼問い合わせ先=健康福祉課 子育て支援係 ☎(56)9130

「子ども手当」制度が始まりました!!

【趣旨】

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給するものです。

【支給対象となる子ども】

中学校修了まで(満15歳以後の最初の3月31日までの間)の子ども。

【手当の額】

平成22年度は子ども1人につき月額1万3千円です。

【申請の手続き等】

○児童手当を受給されていた方

本年3月まで児童手当を受給されている方は、基本的に、児童手当の支給対象児童について手続は必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と中学3年生)がいらつしやる場合には、申請手続きが必要となります。

(必要なもの)

- ・ 印かん
- ・ この他、必要に応じて提出する書類があります。

○児童手当を受給されていなかった方

児童手当を受給されていなかった方で、子ども手当の支給の対象となる中学校修了前までの子どもを養育されている方が、子ども手当の支給を受けるためには、申請手続きが必要となります。

(必要なもの)

- ・ 申請する方の健康被保険者証の写し等
- ・ 銀行口座の写し
- ・ 印かん

この他、必要に応じて提出する書類があります。

※制度や手続きについての詳細は、左記までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

健康福祉課
子育て支援係
☎(56)9130

